

コーポレートガバナンス・ガイドライン

株式会社北日本銀行

2015年12月15日制定

2018年12月19日改正

2019年6月25日改正

2021年6月25日改正

< 目次 >

第 1 章	総則	1
第 2 章	コーポレート・ガバナンス体制	1
第 3 章	株主の権利・平等性の確保	6
第 4 章	株主以外のステークホルダーの利益の確保	8
第 5 章	適切な情報開示	8
第 6 章	改廃	9

(注) 文中の【 】内は、コーポレートガバナンス・コードの原則・補充原則を示す

< 別紙 >

1	社外役員の独立性判断基準	10
2	ディスクロージャー・ポリシー	11

コーポレートガバナンス・ガイドライン

株式会社北日本銀行

第1章 総則

1. コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

株式会社北日本銀行（以下「当行」という）は、普遍的な価値観である「経営理念」と「行是」を経営の根幹とし、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を柱とした企業倫理を常に念頭に置きつつ、適時適切な情報開示により経営の透明性を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本と考える。

その上で、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレートガバナンス・ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）を定め、当行が実践すべき考え方及び行動の指針とする。

経営理念

1. 地域密着

地域密着に徹し、お客様の繁栄と地域の豊かな発展に貢献する。

2. 健全経営

健全経営を堅持し、お客様と株主に最も信頼される銀行となる。

3. 人間尊重

行員とその家族の幸せを守り、行員一人一人が夢と誇りを分かち合える人間集団を目指す。

行 是

「明・正・堅」(明るく正しく堅実に)

第2章 コーポレート・ガバナンス体制

1. コーポレート・ガバナンス体制の全体像

当行は、取締役会において、経営の重要な意思決定及び各取締役の業務執行の監督を行うとともに、監査等委員会設置会社として、取締役から独立した監査等委員会により、各取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本ガイドラインにおいて同じ。）の職務執行状況等の監査を実施する。また、経営の透明性及びプロセスの適切性をより一層高める観点から、任意の諮問機関である指名諮問委員会・報酬諮問委員会を設置する。

第1節 取締役会

2. 取締役会の役割 【4-1- 、4-1- 、4-1- 、4-3- 、4-3- 】

(1) 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程で定められた事項のほか、経営の基本方針等の

重要な業務執行を決定するとともに、各取締役の業務執行状況、当行及び子会社のコンプライアンスやリスク管理の運用状況等の報告を行うことで、当行グループの経営全般について監督する。

- (2) 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めに従い、取締役会において決定すべき事項以外の業務執行について、適切にその意思決定を取締役に委任し、経営の監督機能を発揮する。また、社則等において常務会及び代表取締役、役付取締役等に委譲する決裁権限を定め、日常の業務運営における重要事項について迅速に意思決定を行う体制とする。
- (3) 当行は、中期経営計画の策定にあたり、取締役会において協議の上決議し、その内容を東京証券取引所及び当行ホームページに掲載・公表するとともに、決算説明会等において説明し、その実現に向けて最善の努力を行う。
また、その進捗状況及び分析結果を受けた計画修正等についても決算説明会等において説明するほか、決算説明会資料を当行ホームページに掲載するとともに、次期以降の計画に反映させるものとする。
- (4) 取締役会は、当行の経営理念、行是及び経営計画等を踏まえ、代表取締役の後継者の計画的な育成について主体的に関与のうえ監督する。また、後継者の計画的な育成などを踏まえた代表取締役、役付取締役の選定及び解職に関する事項について、当行における最も重要な戦略的意思決定であるとの認識のもと、客観性・適時性・透明性を高めるため、指名諮問委員会が審議を行った上で答申し、その答申を尊重して決定する。

3. 取締役会の構成及び運営【4-6、4-11、4-11- 、4-11- 、4-12】

- (1) 取締役会は、銀行業務に精通しているほか、財務・経理、総務、人事、リスク管理、市場運用、システム等の各分野に関連する知識を所有する社内取締役と、経営に関する豊富な知識・経験等を所有し、かつ本ガイドライン（別紙1）に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たす社外取締役で構成するなど、定款で定める員数以内で、女性取締役や国際性の面を含む多様性確保に努めつつ、全体としてバランスのとれた体制構築を考慮に入れ取締役候補者等を決定することとしている。また、業務執行に対する監査の実効性を高めるため、独立社外取締役を複数名選任することを基本とする。
- (2) 取締役会の審議を活性化するため、取締役会資料を、検討のために必要な期間を確保して事前に配布するなど、監査等委員である取締役を含む社外取締役（以下、「社外役員」という。）に配慮した運営を行う。
- (3) 取締役会は、その実効性をはじめとするコーポレート・ガバナンス体制全体について、本ガイドラインの趣旨に照らして評価を毎年行い、結果の概要を開示するとともに、必要な改善を図る。

4. 取締役【4-5、4-11- 】

- (1) 取締役は、相互に職務の執行を監督する。
- (2) 取締役は、職務の執行に必要なかつ十分な情報収集を図り、取締役会等において積極的に意見を表明し、建設的かつ活発な議論を尽くし、議決権を行使する。

- (3) 取締役は、株主により選任された経営の受託者であることを自覚し、善管注意義務及び忠実義務を負うとともに、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当行の企業価値及び株主共通の利益のために行動する。
 - (4) 取締役は、自らの役割と責務を果たすため、職務の執行に必要な時間を費やし、期待される能力を発揮するとともに、自らの知見・能力の向上のために自己研鑽に努めなければならない。
 - (5) 取締役が他の会社の役員を兼職する場合は、合理的な範囲にとどめるとともに、上場会社の役員の兼職状況を毎年開示する。
5. 社外取締役【4-7- 、4-7- 、4-7- 、4-11- 】
- (1) 社外取締役は、客観的な立場から取締役等に対する監督を行う。
 - (2) 社外取締役は、自らの知見に基づき当行の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会に適切な助言を行う。
 - (3) 社外取締役は、各種の利益相反取引について、外部の視点から意見を述べる。
 - (4) 社外取締役は、当行の経営陣及び主要株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる。
 - (5) 社外取締役は、その期待される役割を十分理解したうえで職務の執行にあたり、職務の執行を適切に果たすために必要な時間を確保する。
6. 取締役候補者等の決定及び取締役の解任に関する方針及び手続き【3-1- 】
- (1) 取締役候補者等の資質及び決定方針は次のとおりとする。

取締役候補者等は、当行の経営理念、行是及び経営計画等を踏まえ、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者とする。

社外取締役候補者は、企業経営や専門分野における豊かな経験と高い見識に基づき、当行の経営に的確な助言ができる者とする。

その役割・責務を適切に果たすことを目的に、取締役候補者が当行を含め上場会社の役員を3社以上兼任している場合、取締役会は適切性を議論しなければならない。
 - (2) 取締役候補者等の決定手続は次のとおりとする。

取締役候補者等は、決定方針に掲げる要件を満たす者の中から、透明性及び公正性を高めるため、指名諮問委員会が審議を行った上で答申し、取締役会がその答申を尊重して決定する。
 - (3) 取締役の解任に関する方針及び手続きは次のとおりとする。

取締役がその任期中、行内規程に定める解任基準に該当した場合、透明性及び公正性を高めるため、指名諮問委員会が審議を行った上で答申し、取締役会がその答申を尊重して当該取締役の解任について株主総会の議案とすることを決定する。
7. 取締役及び監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）の報酬等の構成・決定方針等【3-1- 、4-2- 】

- (1) 取締役会は、取締役の報酬等の体系について、「取締役報酬規程」及び「譲渡制限付株式報酬規程」を別に定め、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、適切に設定し、各取締役の個別の報酬額について決定する。
- (2) 取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、確定金額報酬、賞与、中長期的な業績向上と企業価値向上への意欲を高めるための譲渡制限付株式報酬の3つで構成する。
- (3) 社外取締役の報酬等は、経営の監督機能発揮の観点から、業績連動性のある報酬とはせず、確定金額報酬のみとする。
- (4) 取締役の報酬等は、取締役が株主と利害共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、世間水準、経営内容及び職員の給与等とのバランスを考慮し、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で、報酬諮問委員会が審議を行った上で答申し、取締役会がその答申を尊重して決定する。
- (5) 監査等委員の報酬等は、「確定金額報酬とし、「監査等委員である取締役報酬規程」を別に定め、世間水準、経営内容及び職員の給与等とのバランスを考慮し、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定する。

第2節 監査等委員会

8. 監査等委員会【4-4、4-4- 】

- (1) 監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすにあたって、株主に対する受託者責任を認識し、独立した客観的な立場において適切な判断を行う。
- (2) 監査等委員会は、当行の企業価値及び株主全体の共通利益のために、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会及び取締役に対して適切に意見を述べる。
- (3) 監査等委員会は、銀行業務に精通しているほか、高度な情報収集力を持つ社内常勤監査等委員と、経営に関する豊富な知識・経験等を所有し、かつ本ガイドライン（別紙1）に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たす過半数の社外監査等委員で構成するなど、定款で定める員数以内で、多様性を確保しつつ全体としてバランスのとれた体制構築を考慮に入れ監査等委員候補者について同意の可否を審議することとしている。また、監査等委員会は、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者の選任に努め、特に財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上確保するよう努める。
- (4) 監査等委員会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保する。
- (5) 監査等委員が他の会社の役員を兼職する場合は、合理的な範囲にとどめるとともに、上場会社の役員の兼職状況を毎年開示する。

9. 社外監査等委員【4-11- 】

- (1) 社外監査等委員は、その独立性を踏まえ、中立の立場から取締役会に対して客観的に意見を述べる。
- (2) 社外監査等委員は、その期待される役割を十分理解したうえで職務の執行にあたり、職務

の執行を適切に果たすために必要な時間を確保する。

10. 監査等委員候補者の決定及び監査等委員の解任に関する方針及び手続き【3 - 1 - 】

(1) 監査等委員候補者の資質及び決定方針は次のとおりとする。

監査等委員候補者は、経営理念、行是及び経営計画等を踏まえ、取締役の業務妥当性、適正性を判断することができる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者とする。

社外監査等委員候補者は、企業経営や専門分野における豊かな経験と高い見識に基づき、当行の経営に的確な助言ができる者とする。

その役割・責務を適切に果たすことを目的に、監査等委員候補者が当行を含め上場会社の役員を3社以上兼任している場合、監査等委員会は適切性を議論しなければならない。

(2) 監査等委員候補者の決定手続は次のとおりとする。

監査等委員候補者は、決定方針に掲げる要件を満たす者の中から、透明性及び公正性を高めるため、指名諮問委員会の答申を踏まえ、監査等委員会の同意を得て、取締役会がその答申を尊重して決定する。

(3) 監査等委員の解任に関する方針及び手続きは次のとおりとする。

監査等委員がその任期中、行内規程に定める解任基準に該当した場合、透明性及び公正性を高めるため、指名諮問委員会が審議を行った上で答申し、監査等委員会の同意を得て、取締役会がその答申を尊重して当該監査等委員の解任について株主総会の議案とすることを決定する。

第3節 諮問委員会の設置

11. 指名諮問委員会・報酬諮問委員会の設置【4 - 10 - 】

当行は、経営の透明性及びプロセスの適切性をより一層高める観点から、任意の諮問機関として、指名諮問委員会・報酬諮問委員会（以下、併せて「諮問委員会」という。）を設置する。

(1) 指名諮問委員会は、次の事項を審議し、取締役会に答申する。

取締役、監査等委員の選任及び解任に関する事項

後継者の計画的な育成などを踏まえた代表取締役、役付取締役の選定及び解職に関する事項

(2) 報酬諮問委員会は、次の事項を審議し、取締役会に答申する。

取締役の報酬に関する事項

取締役の個人別の実績評価及びそれに基づく報酬等の内容

(3) 諮問委員会は、社外取締役、社外監査等委員及び取締役会議長で構成し、本委員会の委員長は、取締役会議長が務め、これを招集する。また、委員長は、委員の活発かつ建設的な意見の表明を促し、委員会の効果的・効率的な運営に努める。

第4節 取締役及び監査等委員への支援体制等

12. 取締役及び監査等委員への支援体制等【4 - 13】

- (1) 当行は、取締役及び監査等委員が求められる役割や責務を適切に果していくうえで必要な支援体制を整備する。
- (2) 当行は、取締役及び監査等委員に対し、求められる役割や責務を適切に果たすために必要な知識や情報を得る機会を、就任時に加えて就任後も継続的に提供、斡旋するとともに、必要な費用を当行が負担する。
- (3) 当行は、社外役員が必要とする行内情報を十分に共有できる体制を整備するほか、社外役員と他の取締役及び監査等委員との間で定期的に会合を開くなど、役員相互間で意見交換を充実させるための環境を整備する。

第3章 株主の権利・平等性の確保

1. 株主総会【1 - 1、1 - 2、1 - 2 - 、1 - 2 - 、1 - 2 - 、1 - 2 - 】

株主総会における議決権行使は株主の権利であり、次のとおり株主が議決権を適切に行使できるように努める。

- (1) 当行は、株主が株主総会議案の内容を十分に検討できるだけの時間を確保できるよう、株主総会招集通知を早期に発送し、発送日前に当行及び東京証券取引所のホームページに当該招集通知を速やかに開示する。
- (2) 当行は、株主との対話の充実を図るため、開催日をはじめとする株主総会関連の日程を適切に設定する。
- (3) 当行は、議決権行使において株主が適切な判断を行うために必要な情報を適確に提供する。
- (4) 当行は、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することができる環境の整備に努める。

2. 株主の平等性の確保【1 - 1 - 】

当行は、いずれの株主に対してもその所有する株式の内容及び数に応じて平等性を確保し、少数株主の利益に配慮するとともに特定の株主に対し特別な利益提供は行わない。

3. 資本政策【1 - 3】

(1) 資本政策の基本方針

当行は、銀行業として経営の健全性確保の観点から、今後の収益力増強や財務体質の強化などへの活用を目的に、内部留保の充実を確保し銀行業を継続するため必要となる十分な自己資本の水準を保持するとともに、株主への安定的な配当を継続することにより資本効率の向上に努めることを基本方針とする。また、自己資本の水準については、自己資本比率規制の国内基準以上を維持すること、当行が直面する主要なリスクに対して対応可能な水準を維持することとする。

(2) 株主の利益を害する可能性のある資本政策に関する適切な手続きの確保

当行は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす増資等、既存株主に悪影響を及ぼす資

本政策を行う場合には、取締役会及び監査等委員会において、その必要性・合理性を深く検討・審議のうえ取締役会において決議を行い、その実施目的・内容等について速やかに開示するとともに、必要に応じて株主総会等で説明を行うなど、株主への十分な説明に努める。

4. 関連当事者間の取引【1-7】

当行は、行内規程において、当行役員及び主要株主（当行株式を議決権割合で10%以上保有している株主）との間で直接取引を行う場合やその他会社法に定める利益相反取引に該当する取引については、取引条件が一般の取引と同様である定型的な取引を除き、事前にと取締役会の承認を得ることが必要とし、取引後も重要な事実等については、取締役会に報告しなければならない旨を規定している。また、当該取引を行った場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を有価証券報告書等で適切に開示する。

5. 株式の政策保有【1-4】

（1）上場株式の政策保有に関する方針

政策保有株式については、取引関係の親密化や良好な関係の維持を主目的とし、その保有の意義が認められる場合を除き保有しない。なお、保有の意義が認められる場合とは、保有先との保有目的、取引関係を考慮するほか、保有先の株価の状況、リスク、リターン等の検証結果を踏まえ、保有先及び当行の企業価値の維持・向上に資すると判断される場合をいう。

政策保有株式については、毎年1回、取締役会において、保有先ごとに保有目的、取引関係及び株価の状況、リスク、リターン等を総合的に評価し、保有先及び当行の企業価値の維持・向上に資するか否か、取得経緯を確認し、保有の意義や経済合理性等を検証し、その意義が乏しいと判断される場合には、保有先との十分な対話を経て相互理解を深めたうえで、純投資目的へ変更し、市場への影響等を考慮のうえ売却を進めることとする。

（2）政策保有株式に係る議決権行使基準

当行が保有する政策投資株式の議決権行使にあたっては、政策保有株式に係る議決権行使基準において、原則としてすべての議案を審査したうえで、賛成もしくは反対を投ずるものとする。各議案の賛否に係る判断は、保有先の株主価値に対する効果を基準とし、原則として株主価値の増加につながると判断される議案に対しては賛成、株主価値の減少につながると判断される議案に対しては反対の意思表示を行うことを規定し、適切な運用に努める。

6. 株主等との対話【5-1、5-1- 、5-2】

（1）当行は、株主との双方向の建設的な対話を促進し、これにより当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を図ることを最重要課題の一つと捉え、積極的に取り組む。

- (2) 当行は、取締役頭取、経営企画部担当役員が積極的に株主との対話に臨み、経営戦略、事業戦略、財務情報等について、公平性・正確性・継続性を重視し、双方向の良好なコミュニケーションを図るIR活動を展開する。また、株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組みに関する方針は、次のとおりとする。

経営企画部担当役員を株主との対話全般を統括する経営陣として指定するほか、経営企画部長が企業情報責任者として、補佐にあたる。

対話等により顕在化した課題について全行的に共有するとともに、社則に定めた業務担当部署への連絡をはじめとする行内の実効的な連携を図る。

株主との対話の手段として、アナリスト・機関投資家向け説明会、個人投資家向け説明会、地域別取引先向け説明会等の機会を積極的に設け充実を図る。

株主との対話において把握した意見や当行に関する懸念・疑問等については、担当部署にて取り纏め、担当役員または取締役会に報告する。

当行は、行内規程において、内部情報について定義し、内部情報を職務の遂行上必要と認める者以外への伝達を禁止している。加えて、インサイダー取引など、役職員に対して定める禁止行為の取引を未然防止し、当行のコンプライアンス態勢を確立する目的で、定期的に役職員への周知徹底を図る。

- (3) 当行は、当行の資本コストを正確に把握した上で経営計画を策定し、公表するにあたっては、収益力、資本効率等に関する目標を提示し、その実現のため事業の見直しや設備投資、人材投資を含む経営資源の配分等に関して、その内容を具体的に説明する。

第4章 株主以外のステークホルダーの利益の確保

1. ステークホルダーとの良好な関係の構築【2】

当行の中長期的な企業価値の向上のため、株主の皆さまのみならず、お客さま、役職員及び地域社会その他の様々なステークホルダーを尊重し、良行かつ円滑な関係の維持に努める。

2. 行動指針【2-2- 】

当行は、株主以外のステークホルダーとの円滑な協働やその利益を尊重し、経営理念に掲げる考え方を共有するため、業務全般に係る行動準則である「職業倫理と行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、全役職員に対し周知・浸透を図る。

3. 内部通報に関わる体制【2-5- 】

取締役会は、当行及び役職員による法令等の違反または不適切な行為を早期に発見し是正することを目的として、内部通報に係る適切な体制を整備し、その運用状況を監督する。

4. 企業年金の積立金の運用に関する取組み【2-6】

当行の企業年金の積立金を運用する北日本銀行企業年金基金（以下「基金」という。）の運営全般の健全性を確保するため、以下について取組む。

基金に、代議員会、理事会及び資産運用委員会を設置する。

基金は積立金の運用を、規程に基づき国内の複数の運用受託機関と投資一任契約を締結のうえ委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用受託機関へ一任することで、基金の加入者及び当行間での利益相反発生の防止に努める。

当行は、基金が運用受託機関に対するモニタリングなど期待される機能を発揮できるよう、財務・人事の知見を有する当行役職員を基金へ派遣するとともに、理事、代議員、当行財務・人事業務担当役職員で構成される資産運用委員会において、運用の基本方針や運用受託機関の選任・資産構成・評価等の審議を行う。

第5章 適切な情報開示

1. 情報開示に関する基本方針

当行は、正確で分かりやすいディスクロージャーの充実を通じ、全てのステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるため、「ディスクロージャー・ポリシー」を定め、経営に関する多様な情報について、適時適切な開示に努める。

2. 内部統制システムの整備

当行は、全てのステークホルダーの信頼を確かなものとするため、会社法及びその他の関連法令に基づき、内部統制システムを適切に整備し運用する。

第6章 改廃

1. 制定、改正、廃止

本ガイドラインの制定、改正、廃止は、軽微な改正を除き、取締役会の決議によるものとする。

以上

社外役員の独立性判断基準

当行は、当行において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が以下の各項目いずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当行及び子会社から成る企業集団（以下、当行グループという）の役職員
2. 当行への出資比率が5%以上の大株主又はその業務執行者（注1）
3. 当行グループとの取引額が当該取引先グループの直近事業年度における連結売上高の2%を超える者又はその業務執行者
4. 直近事業年度末において、当行に預金又は貸出金の取引があり、かつその残高が当行グループの連結総資産の1%を超える者又はその業務執行者
5. 当行グループから役員報酬以外に年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家又は所属する法人、組合等団体が該当する場合
6. 過去10年間ににおいて上記1から5までのいずれかに該当していた者
7. 上記1から6までのいずれかに該当する者の近親者（配偶者又は二親等以内の親族）

（注1）

業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む。

以上

ディスクロージャー・ポリシー

1. 情報開示に関する基本的な考え方

当行は、経営状況の透明性を更に高め、株主の皆様やお客様からより一層信頼される銀行経営の確立を目指し、多彩なプログラムを通して適時かつ適切な情報開示に努めるとともに、平等性・公平性を確保すべく情報管理の徹底に取り組めます。

2. 情報開示の基準

当行は、会社法、銀行法、金融商品取引法、東京証券取引所の定める適時開示規則、その他関連諸法令等を遵守することに留まらず、株主が当行を理解するために有用と思われる、非財務情報を含む企業情報について、適時性、正確性、継続性を基本要件として、積極的な開示に努めます。

3. 情報開示の方法

情報の開示にあたっては、東京証券取引所適時開示規則に準拠するとともに、インターネット、各種刊行物等、様々なツールを積極的に活用することで、個人投資家、機関投資家、国内外の別に関わらず、可能な限り広く、適時且つ公平に行います。

4. インサイダー取引の未然防止

当行は、役職員が職務上知った内部情報の管理に関する事項及び役職員による株式等の売買等の規制等遵守すべき基本的事項を定めることを目的に行内規程を定め、役職員全体への周知徹底と理解啓蒙を促進します。

5. 業績予想及び将来情報の取扱い

当行が開示する予想、戦略、方針、目標等のうち、歴史的事実でないものは、将来の見通しに関する記述であり、これらは、現在入手可能な情報にもとづく前提、計画、期待、判断及び仮定に基づいております。これらの将来の見通しに関する記載は、様々なリスクや不確定要因の影響を受けるため、現実の結果が見通しから大きく異なる可能性があります。

6. フェア・ディスクロージャー・ルールの遵守

当行は、金融商品取引法第 27 条の 36～38 の規定（フェア・ディスクロージャー・ルール）を遵守するため、以下のとおり定義のうえ、重要情報の厳格な管理に努め、伝達する場合は伝達と同時に、意図せず伝達した場合は速やかに、当該重要情報を公表します。

- ◆ 伝達の主体：役員（取締役、監査等委員）及び情報開示主管部署の所属職員
- ◆ 取引関係者：証券アナリスト等金融商品取引業者・登録金融機関・格付会社等、当行株主

総会・決算説明会等当行重要情報を受ける株主または投資家

- ◆ 重要情報：行内規程に規定された内部情報及び確定的であるが機関決定に至っていない未公表の財務情報
- ◆ 伝達：伝達の主体が取引関係者へ重要情報を伝えること
- ◆ 公表：行内規程に規定された場合及び当行ウェブサイトへ掲載した場合

7. 沈黙期間

当行は、決算情報の漏洩を防ぎ、情報開示の公平性を確保するため、各四半期決算発表日の2週間前から決算発表が完了するまでを沈黙期間と定め、この期間中は決算・業績見通しに対する問い合わせへの対応やコメント等を控えることとしております。ただし、沈黙期間中に業績予想が大きく変動する見込が出てきた場合には、東京証券取引所適時開示規則に従い、適宜公表することとしております。

8. 行内体制の整備

当行は、本ディスクロージャー・ポリシーに則った情報開示を行うために必要となる行内体制の整備・充実に努めます。

9. IR活動への取組み

当行は、投資家への説明責任を果たすだけでなく、当行について正しくご理解いただくため、東京証券取引所への開示のほか、決算説明会・株主懇談会・地区IR等の開催、ホームページへの掲載などを通して、適時・適切な情報発信を行います。

また、定期的で開催する決算説明会では、代表取締役頭取自らが投資家・アナリストに業績の説明と質疑応答への対応を行います。また、より多くの株主の皆様にご出席いただけますよう、集中日を避けた株主総会の開催など、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様との双方向コミュニケーションを大切にしたIR活動を推進し、ステークホルダーの皆様との信頼関係の構築に努めます。

以上